

大和市物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月15日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和市物品取扱規則の一部を改正する規則

大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項第1号及び第4号」を「前項」に改め、同項第1号中「備品」を「前項第1号」に、「30,000円」を「100,000円」に改める。

第6条第3項第5号中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第15条第1項中「、第10条の規定により受け入れ、又は第13条の規定により出納した物品のうち備品については」及び「当該」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に購入等の手続をとる物品について適用し、同日前に購入等の手続をとる物品については、なお従前の例による。